



23消安第3838号

平成23年11月1日

兵庫県農政環境部農林水産局農産園芸課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて

日頃から、肥料行政に御理解及び御協力をいただきありがとうございます。

先般、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について（平成23年8月5日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）により、腐葉土・剪定枝堆肥については、原発事故の際に屋外にあったものが大宗を占め、放射性セシウム濃度が暫定許容値を超える可能性が高いと考えられることから、17都県においては、原則として生産・出荷・施用を控えるよう指導していただいているところです。

一方で、この措置を受け、生産・出荷・施用を控えることで腐葉土・剪定枝堆肥の生産業者の倒産等が生じ、腐葉土・剪定枝堆肥の管理が適切に行き届かなくなり、その結果、農地土壌の汚染の拡大や一般公衆の被ばく等を引き起こす恐れがあります。

今回、このような事態を放置することは、人畜及び環境の安全性を確保する上で好ましくないことから、腐葉土・剪定枝堆肥の管理を適切に行うため、このようなやむを得ない場合における腐葉土・剪定枝堆肥（自給用を除く。）の生産・出荷に係る検査方法及び指導方法等についての検査指導マニュアルを作成しました。

つきましては、腐葉土・剪定枝堆肥の生産業者から問い合わせがあった際には、本指導マニュアルに基づいて指導していただきますようお願いいたします。

また、本省において、これまで当該腐葉土等の生産業者に対する指導について、数多くの照会を受けております。各都道府県において、腐葉土の生産業者などを指導する際には、下記に御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 腐葉土の肥料としての位置付けについては、腐葉土が、落ち葉堆肥（落ち葉主体（落ち葉100%を含む）の堆肥）を指し、「特殊肥料等の指定」（昭和25年6月20日付け農林省告示第177号）における「たい肥」の定義である「その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの」に該当すること
- 2 腐葉土が土壌改良資材として利用されたとしても、肥料効果があり、土に混和して使用することから、特殊肥料の定義に該当すること（この点は、バーク堆肥が土壌改良資材として使用されたとしても肥料としての規制を受ける点と同様。）
- 3 化学肥料等に土を混入することは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第25条における「異物混入」とみなされるが、堆肥（腐葉土を含む。）については、その生産工程において、土の混入が避けられないことから、土を含んでいる場合であっても、特殊肥料に該当すること
- 4 肥料効果や土と混和して使用することを表示しているものは、特殊肥料に該当するため、事業として腐葉土を生産する場合には、都道府県への届出が必要であること
- 5 原料として腐葉土を含む培土（園芸用土）を生産・出荷する際には、特殊肥料の届出がされた腐葉土であることを確認すること

— お問い合わせ先 —

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

肥料企画班、肥料検査指導班

ダイヤル：03-3502-5968